

2009年12月28日

環境省地球環境局地球温暖化対策課 御中

日本科学者会議 公害環境問題研究委員会

「地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ」に対する意見

意見内容：

(1)目的規定について

- ・ IPCC 報告書が指摘しているとおり、将来の地球環境への重大影響を回避し、未来世代への負荷を可能な限り軽減するため、産業革命前からの気温上昇を 2℃にとどめ、そのための排出削減を“「国際的枠組み」等の前提なしに行うこと。(第1条)
- ・ 大量生産、大量エネルギー社会に見切りをつけ、持続可能な「低炭素社会」(脱原発を含む)に抜本的に転換すること。また、そのために再生可能エネルギーや省エネルギー関連の環境産業を育てて行くこと。

(2)中長期目標

- ・ IPCC 第4次報告書が指摘しているとおり、2度未満の気温上昇を抑えるためには、先進工業国は温室効果ガスの排出量を2020年に1990年比で25-40%削減、2050年に80-95%削減が必要である。日本は2020年に少なくとも25%以上削減、2050年に80%削減を目標とすべきである。(第9条)
- ・ 目標は、森林吸収や京都メカニズムによらず、国内削減で実現すること。
- ・ 上記の中長期目標を確実に達成するために、新エネルギー等の導入目標は、2020年に一次エネルギー全体に占める割合を少なくとも20%とすべきである。(第10条)

(3)削減手段・対策

- ・ 開発されるかどうかが不透明な将来の技術開発に依存せず、現存する、あるいは確実に開発できる技術、省エネルギー、燃料転換、再生可能エネルギーにより削減すること。
- ・ 「安全を前提とした原子力発電」(第17条)という文言は削除すべきである。その理由は、原子力発電への安全性はまだ十分に確保されているとは言えないこと、放射性廃棄物の処分方法にめどが立っていないこと、原子力発電の経済性が良いとは言えないことなどがあげられる。
- ・ 直接排出で日本の排出量の大きな部分を占める大口排出源で、少なくとも国全体の削減率より大きい削減率を実現すること。
- ・ 他の著しい環境負荷を生じる技術、削減が実現するか不確定な技術、地域社会に悪影響をもたらす技術は用いないこと。

(4)目標を担保する政策

- ・ 国内対策については、企業や国民の善意に依存してきた従来施策の抜本的見直しが求められる。
- ・ 直接排出ベースで、総量削減義務を有する、キャップアンドトレード型排出量取引制度は、大口排出源の削減の基本的制度になる。この全体削減目標は、国全体の削減目標と同じかそれ以上とすることが不可欠である。
- ・ CO2 排出量に応じて課税する炭素税も必要な制度である。これについて安易な減免は行うべきではない。
- ・ 大規模水力以外の全ての種類の再生可能エネルギー電力を対象とした、発電量全量を対象とした買取補償制度を導入すべきである。

以上